

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)

生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)

生活保護法による薬局の廃止 ()

保険医療機関等の指定 (保険課)

保険医の登録 ()

健康保険法による指定訪問看護事業者の指定 ()

土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)

公有水面の埋立ての免許の出願 (二件) (漁港課)

鳥取県営屋内プール及び鳥取県立倉吉体育文化会館の使用料の徴収事務の委託 (体育保健課)

◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集 (総務課)

告 示

鳥取県告示第三百五十二号

鳥取県税条例 (昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号) 第三百三十九条の三第一項の

規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名 グレース商事株式会社 代表取締役 山根英明	主たる事務所の所在地 八頭郡八東町大字北山四七	指 定 年 月 日 平成十一年五月一日
--	----------------------------	------------------------

鳥取県告示第三百五十三号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人保健施設みやこ苑	鳥取市三津一〇七二一三〇七	平成十一年五月十四日

鳥取県告示第三百五十四号

生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇三三二二	平成十一年四月三十日

鳥取県告示第三百五十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人松田医院	倉吉市伊木二〇一六	平成十一年五月一日
森広眼科	倉吉市上井町一丁目一五六一四	〃
医療法人社団鳥飼内科	倉吉市昭和町一丁目六二	〃
樋口医院	鳥取市野坂九一四	〃
広江病院	米子市上後藤三丁目五一	〃
医療法人南家医院	境港市渡町一四八〇	〃
上田医院	東伯郡東伯町大字浦安三三四	〃
神庭歯科医院	米子市旗ヶ崎七丁目一五一七	〃
医療法人社団吉田歯科医院	気高郡青谷町大字青谷三九三五	〃
入沢歯科医院	日野郡日南町生山六九〇	〃

植田歯科医院 八頭郡家町大字郡家二九一三 平成十一年五月六日

なりさだ歯科医院 米子市両三柳二三〇〇一 平成十一年五月八日

快生薬局 鳥取市徳尾八一二八 平成十一年五月一日

三栄調剤薬局 鳥取市吉成二丁目一五一四八 〃

有限会社エンゼル薬局 米子市八幡七二一一 〃

ナガイ薬局 西伯郡岸本町大殿六一八 〃

鳥取県告示第三百五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中根裕信	鳥医五八五三	平成十一年四月二十三日

鳥取県告示第三百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、同法第四十四条ノ四第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなされるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
医療法人アスビ オス	鳥取市吉方温泉 一丁目六五三	訪問看護ステーション ンみやこ苑	鳥取市三津一〇七二 一三〇七	平成十一年四月 三十日

鳥取県告示第三百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり江府町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 本高親雄 日野郡江府町大字江尾一九一三
- 〃 大澤公人 日野郡江府町大字宮市一〇七二―二五
- 〃 小峯勝公 日野郡江府町大字大河原八六
- 〃 田中繁詮 日野郡江府町大字江尾一八四八
- 〃 梅林靖 日野郡江府町大字江尾一一七四―三
- 〃 芦立喜明 日野郡江府町大字江尾一九九九
- 〃 川端直 日野郡江府町大字小江尾三六―七
- 〃 河上貞也 日野郡江府町大字宮市一六七
- 〃 景山學 日野郡江府町大字宮市三九四
- 〃 末次雅雄 日野郡江府町大字杉谷四九八
- 〃 片山慶八 日野郡江府町大字杉谷一八四
- 〃 永井覚 日野郡江府町大字小江尾六六八―九
- 〃 千藤秀治 日野郡江府町大字吉原一八〇〇

就任した役員の氏名及び住所

平成十一年四月十日退任

- 〃 妹尾章 日野郡江府町大字吉原一三八―一
- 〃 砂口一正 日野郡江府町大字吉原九四二
- 〃 新見修 日野郡江府町大字吉原八七七
- 〃 安田利憲 日野郡江府町大字河原一四七九―一
- 〃 川上充親 日野郡江府町大字美用八〇八
- 〃 眞壁和博 日野郡江府町大字助沢三二七
- 〃 末次求 日野郡江府町大字美用一六〇〇
- 〃 川上卓雄 日野郡江府町大字美用一二九一
- 〃 川上公行 日野郡江府町大字美用一二二二
- 〃 藤原要 日野郡江府町大字武庫一三四五
- 〃 監事 板井久 日野郡江府町大字美用一一二八―二
- 〃 大倉孝士 日野郡江府町大字宮市一〇三二―一〇
- 〃 米田明 日野郡江府町大字江尾二一〇九
- 〃 清水祐右 日野郡江府町大字吉原一六九六
- 理事 川端直 日野郡江府町大字小江尾三六―七
- 〃 本高親雄 日野郡江府町大字江尾一九一三
- 〃 河上貞也 日野郡江府町大字宮市一六七
- 〃 景山學 日野郡江府町大字宮市三九四
- 〃 末次雅雄 日野郡江府町大字杉谷四九八
- 〃 梅林靖 日野郡江府町大字江尾一一七四―三
- 〃 片山慶八 日野郡江府町大字杉谷一八四
- 〃 芦立喜明 日野郡江府町大字江尾一九九九
- 〃 田中繁詮 日野郡江府町大字江尾一八四八
- 〃 大澤公人 日野郡江府町大字宮市一〇七二―二五

〃	小 峯 勝 公	日野郡江府町大字大河原八六
〃	安 田 利 憲	日野郡江府町大字河原一四七九一
〃	仲 嶋 勝 利	日野郡江府町大字小江尾一七一二
〃	妹 尾 和 之	米子市米原三丁目一四五
〃	新 見 修	日野郡江府町大字吉原八七七
〃	砂 口 正 文	日野郡江府町大字吉原九四二
〃	新 見 公 男	米子市灘町三丁目五〇
〃	筒 井 章 年	日野郡江府町大字美用一六〇三
〃	下 垣 稔	日野郡江府町大字美用一〇九〇
〃	川 上 公 行	日野郡江府町大字美用一二三二
〃	川 上 悦 男	日野郡江府町大字美用八一〇一
〃	真 壁 和 博	日野郡江府町大字助沢三三七
〃	藤 原 要	日野郡江府町大字武庫一三四五
〃	監 事 米 田 明	日野郡江府町大字江尾二一〇九
〃	大 倉 孝 士	日野郡江府町大字宮市一〇三二一一〇
〃	新 見 道 弘	日野郡江府町大字吉原一七一八一一
〃	板 井 久	日野郡江府町大字美用一一二八一一

平成十一年四月十一日就任 任期四年

鳥取県告示第三百五十九号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び岩美町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

1 位置

岩美郡岩美町大字大羽尾字岩城谷四五一一八並びに字鷺山四五二及び四五三に接する国有地の地先公有水面

2 区域

次の1の地点から14の地点までを順次に直線で結んだ線及び14の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 東漁港北防波堤灯標（北緯三五度三六分一一秒、東経一三四度二一分〇〇秒）から二三四度一〇分〇〇秒、一五〇・七〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三五一度五八分五九秒、三〇・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二六一度五八分五六秒、一〇〇・〇〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三五一度五八分五九秒、三〇・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二六一度五八分五二秒、三七・二六メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一七〇度四九分五二秒、一〇・四三メートルの地点
- 7の地点 6の地点から九六度四五分二六秒、四・六六メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一四四度三七分三九秒、二・八二メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二〇五度〇九分五八秒、二・二七メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二五七度〇八分五四秒、三・四八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一六九度三〇分〇五秒、一六・六二メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二一三度二五分一五秒、三・七五メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一二五度一〇分二〇秒、五・一〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一六五度三一分五〇秒、二〇・五〇メートルの地点

3 面積

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

五、〇九〇・八七平方メートル
岩美郡岩美町大字大羽尾字岩城谷四五一一及び四五一一八並びに四五一一一、四五一一四から四五一一八まで並びに字鷺山四五二及び四五三に接する国有地並びにその地先公有水面

2 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東漁港北防波堤灯標(北緯三五度三六分一秒、東経一三四度二二分〇〇秒)から二四度二五分〇〇秒、一四九・二〇メートルの地点

2の地点 1の地点から三四度五九分五六秒、一四一・二〇メートルの地点

3の地点 2の地点から三一三度四分一六秒、一五七・五九メートルの地点

4の地点 3の地点から二三度四分五五秒、一九六・〇八メートルの地点

5の地点 4の地点から一七七度〇九分〇五秒、五七・六七メートルの地点

6の地点 5の地点から一七五度一〇分〇一秒、一六・九五メートルの地点

7の地点 6の地点から一六九度三九分〇〇秒、一六・八三メートルの地点

8の地点 7の地点から一六四度四分五四秒、一八・七八メートルの地点

9の地点 8の地点から一五九度〇六分〇八秒、二五・〇七メートルの地点

3 面積

四二、八三九・三八平方メートル

四 埋立地の用途

護岸用地、物揚場用地、臨港道路用地、給油施設用地、漁具保管修理施設用地、野積場用地、畜養施設用地、荷さばき所用地及び漁港環境整備施設用地

五 出願年月日

平成十一年四月十四日

鳥取県告示第三百六十号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び羽合町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

羽合町

羽合町長 井上正直

東伯郡羽合町大字久留一九一一

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡羽合町大字橋津字二の浜屋敷五八四一一の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を結ぶ秋分の日の満潮位(D・Lプラス〇・三五メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡羽合町大字字野字水谷二一四に所在する赤坂三等三角点(北緯三五度三〇分一六秒〇二八、東経一三三度五四分一三秒六二七)から

二七三度一分二〇秒、二二七八・九八メートルの地点

2の地点 1の地点から七度一五分三三秒、二二七・四三メートルの地点

3の地点 2の地点から八三度一五分二六秒、一三・三〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一八七度一五分三三秒、八九・九〇メートルの地点

5の地点 4の地点から九七度一五分三五秒、一五・〇〇メートルの地点

(三) 面積
6の地点 5の地点から一七三度二五分二九秒、一一九・二八メートルの地点

六、七四七・七七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡羽合町大字橋津字二の浜屋敷五八四―一及びその地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡羽合町大字宇野字水谷二―四に所在する赤坂三等三角点(北緯三五度三〇分一六秒〇二八、東經一三三度五四分一三秒六二七)から二六六度四五分四一秒、二二八七・二五メートルの地点

2の地点 1の地点から六度二七分一九秒、二四四・五六メートルの地点

3の地点 2の地点から八三度〇三分一三秒、一一四・三三メートルの地点

4の地点 3の地点から一八四度四七分四二秒、二四二・四二メートルの地点

(三) 面積

三〇、四〇三・六四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

平成十一年三月三十一日

鳥取県告示第三百六十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第一六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県営屋内プール及び鳥取県立倉吉体育文化会館の使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年五月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 委託の相手

財団法人鳥取県体育協会

二 委託年月日

平成十一年四月一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十一年五月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

一 日時 平成十一年五月二十五日(火)午後三時三十分

二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他